

平成25年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成25年12月10日 (火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2387号

平成25年第12回定例会

日 時 平成25年12月10日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	小 池 眞喜夫
	委 員	澤 孝一郎

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	安 田 雅 俊
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	学校施設担当課長	大久保 光 正
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	
	図書・文化財課長	前 田 憲 一
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	鈴 木 さよ子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 議案第83号 港区学校情報化アクションプラン素案について
- 議案第84号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第85号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第86号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第87号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第88号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第89号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第90号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について
- 議案第91号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第92号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第93号 港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の
管理運営に関する基本協定書の一部変更について

議案第94号 港区教育委員会事務局一般職員の退職について（秘密会）

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成25年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 平成26年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 3 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の11月行事实績について
- 6 図書館の11月分利用実績について
- 7 図書館・郷土資料館の1月行事予定について
- 8 1月指導室事業予定について
- 9 生涯学習推進課の1月事業予定について

「開 会」

○小島委員長 皆さんこんにちは。ただいまから平成25年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、小池教育長にお願いいたします。

第1 審議事項

議案第83号 港区学校情報化アクションプラン素案について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに議案第83号「港区学校情報化アクションプラン素案について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区学校情報化アクションプラン素案について」ご説明をいたします。資料番号は、議案資料のナンバー1でございます。

教育委員会では昨年、一昨年と学校の情報化を進めるための関連予算を要求してきましたが、計画に基づいた予算要求を行うよう区長部局から要請があり、今年度計画策定のため素案をまとめたものでございます。

この計画策定に当たりましては、本年6月に教育長をトップとします教育情報化推進会議を設置し、検討組織として幼稚園、小学校、中学校を代表する校長先生、園長先生、それから区長部局である区政情報課長が加わった策定部会を置きまして、検討を進めてまいりました。

ではまず、本編の2ページから3ページをご覧ください。この計画を実行し、システムが構築されたときの将来の姿をお示ししています。2ページが児童・生徒に関するもので、デジタル教科書や電子教材を効果的に使用し、児童・生徒がより授業に興味・関心を持ち、分かりやすく深まる授業を実現することにより、基礎・基本の習得や学力の向上が図られるというものでございます。また電子黒板やICT機器を利用した子ども同士の協働学習がより効果的に進められます。さらに、情報リテラシーや情報モラルに関する学びも効果的に進めることができるようになります。

右側3ページでは、教職員について電子教材の活用が進められ、教員間で優れた教材を共有化することにより、効率よくより高度な授業の展開がしやすくなります。また成績や必要な記録等の処理を効率よく行うことが可能となり、子どもたちと向き合う時間をより多くつくることができるようになります。さらに現在、授業用、校務用等で異なるパソコンを使用している状況を、1台のパソコンで複数の用途に利用することが可能となりますので、端末管理の効率化も図ることができま

す。

以上が導入後の将来の姿です。

それでは、この計画は非常に厚いものですから概要版をおつけしておりますので、A3版の概要

版をご覧ください。概要版を使って説明をさせていただきます。

まず、この計画の第1章は、「教育における情報化の状況と本計画の位置づけ」をお示ししています。国の調査によるインターネット普及率と、港区の小中学校における情報システムの整備状況を述べております。平成21年度からの取組み、それから24年度以降の全小中学校へのデジタル教科書の導入など、教育分野における情報化を他の自治体に先駆けて推進しております。

一方、デジタル教科書の活用や小中一貫教育の推進などにより、教育の質の向上を目指しておりますが、共通した電子教材の活用や統一システムによる効率的な業務展開が不十分な状況にあります。

次に国の動向ですが、文部科学省では2011年4月に、2020年に向けた教育の情報化に関する総合的な推進方策である教育の情報化ビジョン「21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して」を取りまとめておりますが、このビジョンではこれまでの国の取組みに関して、過去に策定された国家戦略に掲げられた政府目標を十分達成するには至っていないということ、また他の先進国に比べて進んでいるとは言えない状況にあるということの認識を示しております。教育における情報化の果たす役割として、三つの側面を通して教育の質の向上を目指すとしてございます。

次に東京都でありますが、今年の4月に東京都教育ビジョン第3次を策定いたしました。平成25年度からの5年間を中心に、東京都が今後、中長期的に取り組むべき教育の基本的な方向性と主要施策を示しており、その中で学校の教育環境整備としてICT機器の活用の推進が明記されております。

また他区の状況でありますが、国の施策、各区の情報化計画に基づいて学校の情報化を進めてございます。7割以上の区でデータセンターにシステムサーバを設置するとともに、全ての学校に共通の校務を支援するシステムを導入しております。港区ではこのような国の動向を踏まえながら、他の自治体におくれることなく学校教育の情報化を進めることが必要であるとしております。

次に学校情報化プランの目的及び位置づけです。

本計画は、情報通信技術（ICT）を活用した分かりやすく深まる授業の実現や、校務の効率化による教職員の子どもたちに向き合う時間の確保などにより、学校教育の質の向上を図ることを目的としております。

また本計画の位置づけですが、港区基本計画や港区教育振興プラン、港区情報化計画などの関連する諸計画に示された区の将来像を実現するため、また教育の港区を実現するための、教育における情報化分野の行動計画と位置つけてございます。対象とする組織システムは、区立の幼稚園、小中学校及びつばさ教室、それから教育センターを含む教育委員会事務局です。

続いて計画期間です。この計画において想定します各種ICTに関する調査、選定、要件定義を行うとともに、学校情報化の基盤であるネットワーク化や情報システムを再整備し、区立幼稚園、小学校、中学校に無理なく導入するための最小限の必要な期間として、平成26年から29年度、2014年度から17年度の4カ年計画としてございます。

では4年間における整備の概要です。平成26年度には、まず基盤整備を行うとともにICTを

活用した授業の強化を図ります。学校データセンターを設置するとともに、学校間ネットワークの構築、学校内LANシステムの更新・強化を行います。それとともに、各教室に1台の電子黒板の追加配備及びデジタル教材の配備・強化を行います。

続いて2年目の27年度ですが、ICTを活用した分かりやすい授業を推進します。また地域への情報発信力を強化するために、ホームページコンテンツ管理ツールの導入を行います。さらに校務処理の統一化と効率化のため導入するパッケージソフトの選定や、校務システムにかかわる基本設計、詳細設計を行い、年度内にシステムを構築いたします。

そして28年度には、統一化された校務システムの運用による事務の効率化を図り、システムを習熟するための教職員への研修などを行います。またホームページの更新に伴い、地域情報や学校情報の共有化を強化いたします。

そして4年目の29年度ですが、教職員のシステムの習熟を図ります。また、次年度以降の児童・生徒へのタブレット型PC等の導入など、ステップアップへの準備期間として位置づけております。

続きまして第2章です。「港区の教育における情報化の取組みと課題」です。

今後取り組むべき課題としまして、教員が情報機器等を活用する機会が少なく、教員の情報機器活用能力の向上を図る必要があること、小中一貫教育や幼稚園との連携を見据えた学校間ネットワークの構築が必要であることを述べております。

本計画策定に向けて、学校現場へのヒアリングやアンケートを実施いたしました。学校現場からは、電子黒板の追加配備、授業に支障を来さないPCの整備、PC間での円滑な情報のやりとりの実現、統一された校務支援システムの導入、ホームページを容易に作成できるシステムの導入、教職員のシステム管理負担の軽減、校外活動で安全に情報にアクセスできる環境の整備等の意見が寄せられております。

2ページ目に移りまして、第3章でございます。「本計画の目標及び基本方針」です。

港区の教育目標では、子どもたちの基礎的な学力の向上を図り、幅広い知識と柔軟な思考力、正しい判断力、豊かな表現力を育成し、個性と創造性を伸ばす学校教育を推進することを目標としています。

情報分野におきましては、必要な情報を主体的に収集、判断、処理、編集、表現、発信、伝達できる情報活用能力を育む必要があることから、港区の基本計画及び港区教育振興プランの早期実現を図り、教育ネットワーク構築の検討を早め、目標を定めて学校情報化アクションプランを策定し、学校の情報化を早期実現することの必要性を述べております。

目標は三つ掲げています。一つ目が「ICTを活用した理解を深める授業の実現」です。二つ目が「学校ネットワークの確立と校務情報化の推進」、三つ目が「ICT環境の安全・安心の確保」で、それぞれの内容は記載のとおりです。

その下に、青山小学校における研究授業の様子を写真付きでお示ししております。平成20年度からマイクロソフト社と組んだプロジェクトや、平成22年、23年度の研究パイロット校としての研究、21世紀に生きる子どもたちに必要な思考力・判断力・表現力が身につくように、ICT

を活用しながら言語活動の充実を図るものでございます。タブレット型のPCや、電子黒板、電子ペンを活用して授業の充実を図る取組みを写真で紹介しております。

次に、この計画の目標を実現するための港区の地域特性などを考慮した五つの基本方針でございます。

基本方針の一つ目が、「児童・生徒の情報活用能力の育成」です。児童・生徒が授業等さまざまな場面でICT機器を活用することを通して、情報活用能力や情報理解能力を育めるよう、環境整備と教科における指導を進めます。あわせて情報モラル教育にも取り組み、これからの情報社会に参画する態度を育成いたします。

次に二つ目の方針ですが、「ICT活用と活用能力の向上」です。デジタル教科書、教材の研究開発が進められており、情報機器の特性を踏まえ個別の学習や協働学習の場での活用を図るとともに、教員のICT活用能力の一層の向上を図るものでございます。

方針の3は、「校務の情報化の推進」です。教職員等が必要な情報を共有することにより、きめ細かな指導を可能にするとともに、校務の効率化を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が授業を研究し合う時間を増加させ、教育の質の向上と学校経営の改善を図ります。

方針の4は、「地域の拠点として災害に強い学校づくり」です。学校の情報発信力の強化と地域住民や保護者等との交流を一層促進するために、学校ホームページの活用を促進します。また、東日本大震災の発災時に有効な情報交換の場となったツイッター等のSNSを、学校ホームページ等の情報発信においても活用できるか否かを含め調査研究を進めてまいります。

5点目が「運用管理体制の強化」です。学校におけるシステムの複雑化に伴いまして、教職員によるシステム管理が困難となってきております。そのため、データセンターを設置し教職員の負担を軽減すると同時に、ICTを活用した教育をさらに推進するため、教職員への研修強化を図る工夫を行ってまいります。また情報漏洩等への対策強化など、教育委員会事務局、学校内部におけるICTガバナンスの強化も進めてまいります。

続きまして第4章ですが、新しい港区の教育情報システムを構築するため、三つの目標に基づいた課題と、その解決のための具体的な手法をまとめてございます。

課題の一つ目としましては、機器の性能不足やインターネット接続速度の遅さなどから、ICT機器の教育活動、学びへの利用頻度が低いということ、また電子教材や電子黒板の追加要望や、それらを活用するための支援を求める現場の声が上がっているというものでございます。

課題の二つ目は、学校内外のコミュニケーション基盤となるネットワークが脆弱であることや、情報共有のための適切な手法が存在せず、情報のやりとり柔軟性を欠いている現状があるということです。また校務処理の方法が統一化されていないこと、ホームページ更新の難易度が高く、地域への情報発信が十分できていないことなどの課題が挙がっております。

課題の三つ目は、パソコンやサーバのシステム障害、故障による教員の管理負荷が高くなっていること、安定したシステムの稼働やセキュリティ向上を実現するための保守体制が弱いことで、これらの課題を解決するための取組みの方向性を施策として表の右側に記載しております。①から⑥

までが目標1に対応した対策、⑦から⑬が目標2に対応した対策、⑭から⑱が目標3に対応した対策でございます。本編では20ページから37ページにかけて、それぞれの課題解決の対策を詳細に記述しています。

また4番目のICT環境の安全・安心の確保に向けた整備につきましては、港区のシステムアセスメント実施要綱に基づきまして、導入するシステムの評価・検討について妥当性、必要性、実現性、有効性等の観点から総合的に評価検証を行っております。さらに港区情報安全対策基本方針に基づきまして、港区学校情報安全対策基準を遵守するとともに、港区学校情報安全対策実施手順を必要に応じて見直します。

5番目のスケジュールですが、本編の52ページから53ページにかけまして導入の詳細なスケジュールをお示ししてございます。

最後に第5章でございます。整備に当たっての留意事項や体制についての記載です。

留意事項としましては、関係者への周知と規定の整備を行うことを述べております。

また体制につきましては、教育情報化推進会議のもとに学校情報化システム構築部会を設置し、学校情報化を推進すること、またこの部会には必要に応じて学校や区政情報課等の参加を得て実効性を担保するということを述べております。

また教育委員会事務局指導室内に、システムの構築、機器の調達、教員への研修等を推進する体制を整備するとともに、学校情報化のアドバイスやシステム構築を管理する支援体制も整備してまいります。

コストにつきましては、費用を削減し十分な費用対効果を得られるよう努めるという基本的な考え方を述べております。

最後に今後のスケジュールです。本教育委員会でご審議いただき、計画の素案としてご了承いただければ、12月20日開会予定の区民文教常任委員会に報告をいたします。その後、年明けの1月11日から約1カ月かけて区民意見を募集し、ご意見等に基づいて修正したものを今度は案としまして、2月下旬の庁議と教育委員会にお諮りする予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 ちょっと残念なのは、23区の中で港区は若干おけているという話です。ここに色々な目的が書いてありますけれども、学校の先生方にエネルギーの多くを子どもたちの教育に傾けていただける体制にしたいと思います。ハード上キーになるのはデータセンターを設置して新たなネットワークを構築することですけれども、データセンターはどこに設置するのですか。

○庶務課長 まだ具体的な場所は決めてはおりませんが、港区からそれほど遠くないところで、なおかつ安全な場所、震災や火災等にも安全である場所を事業者からの提案により決めていきます。それに係る経費も提案として示されるものですので、費用対効果も十分に考えて場所を決めていきます。

○澤委員 システムの保守管理というのは、誰がやることになるのですか。

○庶務課長 データセンターにおける保守管理は、データセンターを管理している事業者をお願いすることになります。

○澤委員 システム上のトラブルがあった場合に、学校現場の相談を受ける体制もこれから決めることになるのですか。

○庶務課長 まず、システムは結構大規模になりますので、ヘルプデスクを設ける予定をしております。これも導入事業者の提案内容にしますが、学校の先生が分からないことがあったら、まずヘルプデスクに操作の方法などを聞いていただきます。それから色々な電子教材などの使い方については、先程申し上げました、指導室に組織推進体制として指導をしていただける先生を配置しまして、相談ができる体制づくりを現在考えているところでございます。

不具合に関しましては、サーバ関係のものについては、先程のデータセンターの管理者が点検をします。あと個々の機器類の不具合については機器を納入した事業者が対応しますが、しっかりした体制を整えられる事業者を選定して進めていく計画でございます。

○学務課長 現行はデータセンター化しておりませんので、各学校にサーバを置いて運営しております。サーバは年間で保守管理を委託しておりますので、機器の不具合については、サーバだったらどこ、パソコンだったらどこと連絡先は定めておりますので、データセンター化した後においても、しっかりとしたバックアップ体制を整えることを考えてございます。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

○綱川委員 「今年の6月に情報化推進会議を立ち上げる」と58ページに書いてあって、その後4回策定部会というのが開催され、素案としてこれが挙がってきたわけですが、どんな論議があって、どのように変わっていったかというのを教えていただけますでしょうか。

○庶務課長 まず、目標の立て方でございます。何のためにシステム化を図るのかということが議論になりました。一つには先程澤委員からもおっしゃっていただいたように、先生の負担軽減という側面はあるのですけれども、負担軽減をする目的は教員が子どもたちに向き合って教育の質の向上を図ることであり、そういうところを明確に出していきましようという議論がありました。それがICT化を進める目標であり、目的でもあるというところを修正しながら進めてきました。

○澤委員 綱川委員の質問に関連して、やはりディスカッションの内容がよく分からないのでお聞きしますが、使う側は学校の先生なので、学校現場の意見は十分に取り入れていただいているのでしょうか。

○庶務課長 本編47ページ以下の参考資料をご覧くださいなのですが、今年の5月から6月にかけて学校を訪問して、先生方の意見等を直接伺うとともにアンケート調査も行っております。それらのご意見を踏まえてこの計画を構築してきました。現場の先生方のご意見は十分に吸い上げていると思います。また8月には2日間、先生方を対象にこの計画をつくっていく考え方について説明会を開きました。その説明会の場でもご意見やご質問をいただいて進めてきております。今後も十分先生方のご意見を踏まえたものとしていくつもりでございます。

○澤委員 先程、委員会の中に校長先生とか学校現場の委員も入っているような話をされていまし

たが。

○**庶務課長** 本編の58ページをご覧くださいと思います。これまでの策定の経過をお示ししてございます。今申し上げたように5月にヒアリング、6月にアンケートを実施し、そして情報化推進会議を立ち上げ、その下に策定部会を置きました。その策定部会のメンバー表はここには入っていませんが、幼稚園の代表の園長先生、小学校、中学校を代表する校長先生も入っていただいた部会で検討を進めており、その先生方のご意見も十分酌み入れた案となっております。

○**澤委員** アンケートやヒアリングも大事なのですけれども、具体的な案を練り上げるときにはぜひとも学校現場の先生方にも入っていただき、効果的な、現場で使いやすいシステムを練り上げていただくような姿勢はきちっと保持していただきたいと思います。

○**庶務課長** 先程申し上げましたように、これからの推進体制の中にも学校の先生に入っていて、適切に進められるようにしていきたいと考えております。

○**澤委員** よろしくをお願いします。

○**綱川委員** 先程は言葉足らずだったのですけれども、澤委員が言われたとおり、今の説明でやっと分かったところがあります。58ページに、8月に学校の担当に説明会を開いたことを明記して、どういう方が策定部会の委員だったのかという名簿もつけておかないと、「勝手にやったのではないか」と学校側から、あるいはかかわっていない先生方から言われてしまう可能性があるのも、みんなで立ち上げたことがわかるような内容に修正をお願いします。

○**庶務課長** ご指摘いただいたように、参考資料の7のところも十分な表記がされていなかったと認識しましたので、しっかり修正して案として出していきたいと思います。

○**澤委員** 綱川委員が言われているように、我々教育委員会として一番大事なことは、色々な新しいことをやるときに、学校現場も参加し一体となって自分達がやったのだという、そういう姿勢をつくっていくことだと思います。自分達も一緒になって新しいシステムをつくったのだという意識を持っていただけるような運営の仕方をお願いしたいと思います。

○**庶務課長** 今、澤委員が言われたような推進体制をしっかりと保って進めていきたいと思います。

○**永山委員** ずっと先生方からITが活用されていないことがすごく不便だということを聞いていました。他区から来た先生からは前はこういうふうに使っていたのに港区はすごく使いづらいという意見があり、また新しく入った若い先生方からは学校現場でこんなにもパソコンを使える機会が少ないのかという意見を聞いておりましたので、このような形できちんとしたものができて先生方もきっと喜ぶと思います。ありがとうございました。

○**小島委員長** この素案をつくる前からも港区の教育においては、電子黒板など十分ではないけれども、色々通信技術を活用して学力を向上させようとやってきたわけです。これは先生方の生徒に向き合う時間を増やすという目的もあるのですが、肝心なのは児童・生徒の学力向上、教育内容のレベルアップだと思うのです。そうした場合に、今までやってきたことと、この素案をつくってやろうとしていることで、どこがどう良くなって学力が上がるとか、教育内容のレベルアップが図れるということは説明できているのですか。

○庶務課長 素案本編の2ページをお開きいただけますでしょうか。このプランを実行し目指す姿と説明しましたが、一つには、上の左側にありますように、電子黒板を各教室に設置、活用することによって協働学習を進めることができるという、要は今の社会で自分一人で解決できない問題がたくさんあるのを、みんなで課題を共有化して、その解決策をどのようにみつけていくかというような協働学習が進んでいくことが考えられます。

それからICT機器を利用した情報や意見交換、先程の青山小学校の例を見ていただきましたが、タブレットを使いながら子ども同士で情報交換する、それから電子黒板を活用し、黒板のところで自分の考えをクラスみんなに発表するような色々な活動ができていく、より興味と関心を持ちながら学習することができ、より分かりやすく深まる授業を進められるということが考えられ、学力の向上にもつながると思います。

○小島委員長 こういうことを目標にすることによって、今よりもさらにICT活用が充実していき、それによって学力もさらに上がるだろうということですね。

○綱川委員 前にも申し上げたように、こういうお金がかかるものというのはイニシャルコストはそのときにバツと予算化されるのですけれども、マイクロソフトも10年くらいでサポート体制がなくなり、更新に経費が発生するということもありますので、この中に書いておいていただいた方がよろしいかと思います。

○学務課長 これまで学務課が導入してまいりました。これは計画的というよりは、その都度予算折衝で順次入れてきたところですが、プランには既に過去に導入しているものの更新というものも予算としては盛り込んでございます。また更新にあわせてレベルアップや機種変更といった要素も盛り込んでおりますので、プラン全体の経費にはそういった内容も入っております。

○小島委員長 それでは、よろしいでしょうか。

色々質問が出て審議が大分深まりましたので、採決に入りたいと思います。

議案第83号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それではご異議がないようですので、議案第83号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第84号 港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第84号「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー2をご覧くださいと思います。この案件は今年の10月22日の教育委員会の臨時会で、人事委員会からの勧告があったことのご報告をさせていただいた後、港区議会第4回定例会に幼稚園教育職員の給与条例に関する条例の一部を改正する条例を提出し、議決された案件でございます。

11月25日に議案提出のための意見照会が区長部局からあり、同日付で持ち回り審議していただいておりますので、もとの給与条例に関する条例の一部改正の議決はいただいております。今回は条例改正に伴い規則の改正が生じたので、議案としてご審議いただくものです。

資料の3ページをご覧ください。規則の一部を改正する規則についての概要をお示ししております。

改正理由ですが、先程申し上げましたように港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正が議決され、給与表が改定されました。条例第10条では、「管理職手当の支給額を、その者が属する職務の級における最高の号級の給料月額 100 分の 20 を超えない範囲内の額とする」とされていることから今回、 100 分の 20 を超える部分について減額するため規則を一部改正するものでございます。

2番目の改正内容をご覧くださいますと、園長にかかわる手当額が 100 分の 20 を超える額となっているために、現行9万1,200円である園長の管理職手当を、改正案では9万1,000円とするものでございます。なお副園長にかかわる手当額は、給料表の改定後も限度額内であるため改正はいたしません。

施行日は平成26年1月1日です。

1枚お戻りいただいて2ページ目をご覧ください。改正する規則の新旧対照表です。今説明しました内容を新旧対照表としてお示ししております。

非常に簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対してご質問ございますか。

これは条例が改正されたことに伴う規則の一部改正ということでよろしいですね。

それでは、採決に入ります。

議案第84号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第84号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第85号 港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について

議案第86号 港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

議案第87号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について

議案第88号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

議案第89号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

○小島委員長 続きまして、議案第85号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、議案第86号「港区立青山生涯学習館の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、議案第87号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、議案第88号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、議

案第 8 9 号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、この 5 件につきましては変更理由が同一のため一括して説明を受け、質疑応答後 1 件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、そのようにします。

また綱川委員ですが、この 5 件の指定管理事業者の理事でありますので、自己の従事する業務に直接利害関係を有しています。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 5 項により、議事に参与することができません。恐縮ですが、議案第 8 5 号、8 6 号、8 7 号、8 8 号、8 9 号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

(綱川委員退席)

○小島委員長 それでは、審議に入ります。

生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第 8 5 号から議案第 8 9 号までの 5 本についてでございます。いずれの議案も同じ理由により、指定管理者との管理運営に関する基本協定書を一部変更するものでございます。

それでは資料ナンバー 3 の議案第 8 5 号「港区立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について」をご覧ください。2 枚おめくりいただきまして、3 枚目の資料をご覧ください。

3 枚目の資料ですが、変更理由でございます。職員人件費等の清算する経費項目を増やすことにより、指定管理料の透明性をより一層確保するものでございます。

内容としては施設に係る修繕費、光熱水費のほかに、職員の人件費、それから 2 としまして業務の一部を第三者に委託した場合に発生する契約の落差金、この二つの項目を清算する経費として追加をするものでございます。

適用の時期でございますが、平成 2 5 年度の指定管理料から清算をするものでございます。

こうした変更に至った経緯は、次に添付してございます参考資料の、四角の括弧の中に記載しております。平成 2 5 年 9 月 5 日付の企画経営部発出の資料をご覧ください。指定管理者制度の運用改善のための全庁的な取組みを改善案としてまとめたものでございます。

「記」書きの資料の中段でございます。2 の改善策(案)の(1)指定管理料の清算方法の見直し等についての①の検討の背景の中段をご覧ください。「協定書に基づく職員が配置されないまま職員人件費の余剰金が事業者の利益になっているなどの課題があります」、こういった課題認識がございます。

例えば退職者の補充のために採用期間をとったことにより、空白や補充のできなかつた期間が生じてございます。そうした場合でも人件費を支払ったままの状態がございました。こうした課題もありまして、次の裏面 2 ページの方をご覧ください。ウの指定管理料の清算方法等の明確化ということで、職員人件費を新たに清算項目に加え、指定管理料の清算は経費区分ごとに行うという形に

なっております。

四角の表の中でございますが、余剰金の清算方法に全額返還の対象としまして、これまでの光熱水費、修繕費に加えて、一番上にあります職員人件費を加えるものでございます。

また表の下のところですが、「原則返還なし」としております。原則返還なしの項目のうち「※」にありますように、再委託の落差金は返還対象にするものでございます。また再委託でございますが、具体的には機械設備保守関係の契約でございます。ここでは委託契約でございますが、指定管理者を区の方に事前に届けることによって外部の業者に委託をしております。この契約の落差金は事業者の経営努力によって生じた利益ではございませんので、職員の人件費と合わせて今回清算対象として明らかにしたものでございます。

以上の2点の変更について、今年度から適用するものでございます。3月末の清算をする際に適用いたします。この間、適用変更にあたっては現行の事業者、契約を結んでおります事業者ともヒアリングを行い、了承を得ている状態でございます。

具体的な変更内容につきましては、先程の資料3の方にお戻りいただきまして、2枚目に基本協定書の新旧対照表がございます。新旧対照表の現行のところの「修繕費」「光熱水費」の部分に加え、新たに項を立てまして「修繕費、光熱水費、職員人件費、契約落差金を清算するもの」に変更するものでございます。

これらの全庁的な改正の取組みによりまして、その他の資料ナンバー4、議案第86号の「港区立青山生涯学習の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、資料ナンバー5、議案第87号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、資料ナンバー6、議案第88号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、資料ナンバー7、議案第89号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、いずれの議案も同様の理由により変更するものでございます。

甚だ簡単ではございますが、議案第85号から議案第89号までの5本についてのご説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

○澤委員 白井課長からの説明で、区が指定管理者にそういった業務を委託したときには区民の税金を使ってやっているのですから、この変更は当然大事なことだと思いました。特に人件費は、当初区がこれだけの人数がいるということで人件費を予定するわけですから、人を雇わないことによって浮かした人件費が業者の懐に入るといえるのでは、区民に対するサービスはきちんとできているのかというようなこともありますから、変更することは基本的に結構なことだと思えます。

○生涯学習推進課長 先程の企画経営部の運用改正の資料をご覧いただきたいと存じます。今回、運用改善ということで(1)の指定管理料の1ページの2の改善策(案)に記載のとおり、指定管理料の清算方法の見直しをしまして、アの指定管理料の経費区分の統一化、統一した経費区分を設定するものです。それから2つ目に、先程ご説明しました指定管理料の清算方法の明確化という項目がございます。

そのほか、先程の下の表のエのところ指定管理者へのインセンティブの付与ということで清算を新たに加え、予算の弾力的な運用を今後認めていきます。

それから社会経済状況等の変化に伴う経費負担への対応です。区と指定管理者が負うべき責任区分を明確化し指定管理者の不安を軽減する、余剰金を活用した事業提案を採用する、余剰金を積極的に活用した指定管理者の事業実施を認める、指定管理者に対する評価委託の公表、こうしたことによる指定管理者のモチベーションを向上させるようなインセンティブの付与もあわせて今回の改善の中で運用していく予定でございますので、引き締めるだけでなく、こういった指定管理者のやる気を出すというところへも運用改善を図るものです。

○小島委員長 分かりました。

○澤委員 我々区民の利用者からすると非常に大事なことです。事業運営費などを削ることによってサービスが悪くなって、その分事業者がもうかるというようなことがあるとすれば、そういうのはまた区民からの意見でフィードバックされ、次には指定管理者として選ばれないという可能性も当然あるわけです。「予算の弾力的運用」というのは、これは例えば経費を節約してどこかに回すとか、そういうことですか。これは具体的には業者にとってどういうメリットがあるのですか。

○生涯学習推進課長 当初は予算ということでカッチリ組みますので、当初組んだものを変えらるというのは微妙ということではなかなか認められないことがあります、こういった予算の書きかえというのは相談に乗りますということです。

○澤委員 これは全額返還とか原則返還なしにかかわらずということですか。全額返還の経費区分の中で浮いたものも返すのではなくて、こっちに回しましたという、そういうことができるということになるのですか。分かりました。

○小島委員長 ほかによろしいですか。

○永山委員 必ず返還になるぐらいの大きな予算を前もって立てているわけですか。

○生涯学習推進課長 基本的に前年度実績並みに予算を立てますので、通常の運用をすれば残らないような形になっておりまして、修繕費についてもこれまでの修繕費の実績、それから予想される経過の年数での積み上げというところで見えており、大幅に残るといっては査定が甘いということになりますので、基本的にはぎりぎりで見積もりをしております。

○永山委員 足りなくなるということはないですか。

○生涯学習推進課長 足りなくなると指定管理料を新たに追加で支出するような形になりますので、基本的にはそれは避けています。それはしないような形で見積もっております。

○小島委員長 よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第85号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第85号については原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第86号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第86号については原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第87号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第87号については原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第88号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第88号については原案どおり可決することと決定いたしました。
続きまして、議案第89号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第89号については原案どおり可決することと決定いたしました。
それでは、綱川委員に審議に参加していただきます。
綱川委員、どうぞ。

(綱川委員着席)

議案第90号 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第91号 港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について

議案第92号 港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について

○小島委員長 続きまして、議案第90号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第91号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第92号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、この3件についてはそれぞれのスポーツ施設の基本協定に関する内容であり関連がありますので、一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第90号から議案第92号までの3件についてでございます。
港区スポーツセンター、運動場、武道場の施設で、平成26年度から指定管理者との管理運営に関する基本協定書をそれぞれ締結するものでございます。

これらの施設は8月6日開催の教育委員会定例会で次期の指定管理者の選定をご審議いただきました。また、区議会第3回定例会で指定の議決をいただいたところでございます。

指定管理者は株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体となっております。

これらのスポーツ施設は利用料金制を取り入れております。利用料金については条例改正を経て上限額が決まっている状態で、この上限額につきましても平成25年1月29日開催の教育委員会でのご審議、それから区議会の平成25年第1回定例会で議決を経て条例の改正を済ませているものでございます。

利用料金を取り入れているため、手続として条例で決まっている範囲内で指定管理者が採用する料金を区に申請する必要があります。運動施設については3カ月前から予約が開始されますので、区民の皆さんにその時点で金額をお知らせする必要があります、今回このタイミングでその手続のものととなります基本協定書を結ぶ必要があったため、ご審議をお願いしたものでございます。

利用料金を採用していない施設、例えば生涯学習センター、青山生涯学習館ですが、施設の使用料の改定については既に条例の改定を経ており、指定管理者から申請を得る必要がないために、年明けの1月を目途に基本協定書の締結を議案として提出させていただき予定でございませう。

それでは資料ナンバー8の議案第90号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、基本協定書となっております。基本的に通常のひな型となっておりますこちらの基本協定書を使ってございませう。

基本協定書の後ろには、今回の協定書の締結の理由と指定期間を記載した資料がございませう。

その次に「参考」としまして、指定管理者から申請があった利用料金の金額を記載しております。今回、指定管理者からの申請でございませうが、条例で規定する金額がそのままの料金となっているものでございませう。

同様に資料ナンバー9、議案第91号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、資料ナンバー10、議案第92号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、いずれの議案も同様の理由、同様の基本協定書、同様の利用料金の考え方による申請となっております。

甚だ簡単ではございませうが、議案第90号から92号までの3件についてのご説明でございませう。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございませうでしょうか。

○澤委員 新しい仕組みでは指定管理者に委託する場合、区として使用料は指定管理者から取るということですね。

○生涯学習推進課長 今回利用料金制を採用しておりますので、各スポーツセンター、運動場、武道場をお使いになった区民の方からいただく料金につきましては、事業者の方の収入になります。

○澤委員 使用料という形で上限を決めていると、当然事業者は上限をとりたいということになるわけですが、事業者の使用料より低くてもよいという自由度を持たせたのは何の理由でしたか。

○生涯学習推進課長 今回、条例の金額の範囲内で事業者が申請をするという形になってございませう。上限額を決めまして、その中で利用される方の動向ですとか、そういったところで柔軟に価格を事業者が設定できるというのが今回の利用料金制のメリットになってございませう。そうした料金の引き下げというのは、今後動向などを見た事業者の方も判断していきたいという話を受けておりますので、今後オープンをして、スポーツセンターの利用動向に応じて価格部分を事業者も判断していくものでございませう。

○澤委員 今の課長の話だと、指定管理者は利用料をもっと下げた方が利用者がたくさん来るので

はないか、トータルの収入が増えるのではないかということで、事業者が利用料を決められるということですか。

○生涯学習推進課長 基本的には事業者が利用料金を区民の皆さんから取って、その利用料金を運営をしていくというのが一番理想的な利用料金制の形なのですが、多くの自治体の施設で、区が設定する利用料金を施設の全ての経費が賄える状況にはなっていない状況でございます。その分をいくらか区の方から指定管理料として支払いながら、利用料金を運営をしていくという形になってございます。

今回利用料金制を採用しておりますので、運営状況を見ながら、例えば午前中に人が入らない状況であれば、午前中にターゲットを絞った利用の検討をするとか、そういったところも今後は検討していくところです。

○澤委員 自由度が指定管理者に与えられているということですね。分かりました。

○小島委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質問ございますか。

では私の方から1点。内容は生涯学習推進課長の説明でよく分かったのですが、12ページの次のページ、「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、今まで議案を出すときはこの部分でなぜこういう議案を出したのか、なぜこういう必要があるのかというようなことが簡潔に書いてあって、そうかそれで締結するのかというような意識でここを見ていたのですが、これを見ると締結理由として「18条に基づき」とあります。これは理由になるのですか。

○生涯学習推進課長 済みません、条例の18条の基本協定書のところの中に指定管理の指定という部分がございますので、それに基づいて締結するという理由で記載をした箇所なのです。

指定管理事業者としてこの事業者を選びましたので、この事業者と基本協定書を締結する必要があるということで今回お諮りするものでございました。締結の理由のところでは分かりづらい点があるようで申し訳ありません。

○綱川委員 第5章の全部がそうなのですけれども、30条の2項の利用料金を「改定しようとするときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない」と書いてあるのですけれども、ここは「区長」でいいのですか。

○生涯学習推進課長 7ページの30条、事業等の利用料金の部分の2項をご覧ください。こちらの記載のとおり、利用料金を改定しようとする際は、区長の方へ申請するという文言になってございます。

○綱川委員 契約とか協定書を結ぶのは教育委員会ですよ。利用料金だけ区長のところに申請するという形になって、ルートが違ってきたりはしないのですか。

○生涯学習推進課長 利用料金のところ、それから31条の利用料金の決定に係る申請の項をご覧ください。こちらのところは区長への提出という形で、料金の改定については区長の方に申請するということとしています。

○小島委員長 他に何か質問がありますか。

○澤委員 今回、利用料金というのは参考資料として出ていますけれども、これはここで承認するという事ではないということですか。

○生涯学習推進課長 参考として資料をつけさせていただいております。

○小島委員長 確か利用料金は最終的に区長の承認となっていましたね。

○澤委員 協定を結ぶのは教育委員会なので、基本協定書についてはここで承認を受けなければいけないということですね。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

では、採決に入りたいと思います。

議案第90号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第90号については原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第91号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第91号については原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第92号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第92号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第93号 港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の一部変更について

○小島委員長 次に議案第93号「港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 議案第93号「港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の一部変更について」、教育委員会資料ナンバー11を使ってご説明いたします。2枚おめくりいただきまして、今回の変更の理由と内容について記載しているペーパーがございますので、そちらをご覧ください。

変更理由でございますが、今回、職員人件費等の清算に関する経費項目を増やすことにより、指定管理料の透明性を一層確保するものでございます。

内容につきましては、これまで修繕費、光熱水費だけの清算でございましたが、これに職員人件費及び業務の一部を第三者に委託した場合に発生する契約の落差金についても加えることとするものでございます。

適用は本年度、平成25年度の指定管理料の清算から適用するものでございます。

参考資料としまして、教育委員会資料ナンバー3についております平成25年9月5日付企画経営部の参考資料をご覧ください。

本件につきましては、本日の議案3、4、5、6、7と議案番号85から89と同様に、指定管理を導入しています図書館の協定を変更するものでございます。参考資料の2番の改善策(案)、(1)の「指定管理料の清算方法等の見直しについて」というところの①「検討の背景」の3行目に「協定書に基づく職員が配置されないまま職員人件費の余剰金が事業者の利益となっているなどの課題があります」との記載がございますが、具体的に申しますと先程生涯学習推進課長からご説明しましたように、例えば職員が退職してから次の職員を採用するまでの間、人件費が払われないままになっているといったものの補充をしないままだった場合の人件費の清算ですとか、次のページの改善内容のワのところでございます。

○小島委員長 では、これは先程の生涯学習推進課長の出した議案と全く同じなので、この程度で特によろしいですね。

それでは、採択に入ります。

議案第93号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第93号については原案どおり可決することと決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 平成25年第4回港区議会定例会の質問について

○小島委員長 それでは日程第2、教育長報告事項に入ります。

「平成25年第4回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、平成25年第4回港区議会定例会が去る11月27日に開会し、12月6日に閉会いたしました。11月27、28日には各会派から代表質問、一般質問がなされましたので、要点をご報告するものでございます。

委員会資料ナンバー1を1枚おめくりいただきまして1ページ目をご覧ください。順次説明をさせていただきます。

まず自民党議員団の池田こうじ議員から「学校支援地域本部について」、目的と基本的考え方について聞かれました。

答弁としましては、「地域の人材や団体、企業等の調整や折衝、さらには教育活動以外の授業の前や放課後の自主活動の指導などの業務に、教員は多くの時間を要しています。そういうことから、国の学校支援地域本部制度を活用し、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置するなど、区の実情を踏まえた制度の構築を進めている」こと、そして「平成26年度から実施する予定である」ことを答弁しております。

二つ目が「各学校・PTAとの連携について」です。「各学校・PTAと連携していただきたい」というご質問に対して、「PTAは学校を支える存在として大きな役割を担っていただいております、引き続き学校を支援していただきたい」という認識をお示しし、「PTAの活動状況や学校を取り巻く地域の実情にも違いがあるので、各学校のニーズに応じた支援が行われるよう、学校との十分な情

報交換が必要である。学校を取り巻く地域の実情の違いにも十分配慮し、学校とPTAとの連携を深めてまいります」と答弁しております。

2ページ目に移りまして、公明党議員団のちほぎみき子議員から代表質問がございました。「スポーツ推進計画の中間年に当たる平成26年度に計画の見直しに着手するということだが、どのような視点を持って見直しを図っていくのか」というご質問です。「オリンピック・パラリンピックというものは人々に夢と感動を与え、スポーツを始めるきっかけづくりとなるとともに、障害者スポーツへの理解も深まるまたとない機会となる」こと、そして「見直しのポイントとして、これまで以上にスポーツに触れて楽しむ機会を創出し、ライフステージに応じたスポーツ活動を支援し、生涯にわたってスポーツに取り組める社会を実現する視点で改定に取り組んでまいります」と答弁しております。

その次は「就学前教育の充実について」です。「多くの外国人児童とともに多様な文化と特色がある中で、港区としてどのような子どもたちの将来像を目指して港区版小学校入学前教育カリキュラムを作成していかれるのか」というご質問です。答弁としましては、「港区独自の『小学校入学前教育カリキュラム』の作成に着手している」こと、そして「カリキュラムでは生涯を通じて学び続けるための基礎を身につけることを共通の目標に置き、生活習慣の自立、みんなで共通の目的に向かって協働して取り組む力、主体的に学ぶ意欲や態度などを身につけた幼児を育成する」とし、また「港区の地域特性を踏まえた子どもたちの将来像を明確にしております」と答弁しております。

続きまして3ページになります。みなと政策クラブの清家あい議員からの質問で、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成について」です。「広く区民の意見を募り、一緒につくり上げていくという機運の醸成の仕組みなどを検討していただきたいと考える」という内容のご質問です。「地元開催のオリンピック・パラリンピックはトップアスリートを身近に感じ、リアルタイムでスポーツの持つ魅力に触れることができることや、21世紀を担う子どもたちに真の国際感覚を身につけさせることができる絶好の機会であるということから、スポーツそのものに進んで取り組むことはもちろんのこと、各競技についての知識を深めること、参加国について興味を持って調べたりすることなどで機運の醸成を図っていく」としております。また「東京国体において各小学校が分担して都道府県を応援するのぼり旗を作成したように、おもてなしの心を持って港区としてオリンピック・パラリンピックを成功に導く一翼を担うための準備を進めてまいります」と答弁しております。

続きまして「幼稚園について」の質問です。一つ目は「今後の見通しについて」です。答弁としましては、「平成33年度まで3歳から5歳までの幼児数の増加が推計されていることから、3歳児だけでなく4歳、5歳児でも幼稚園が不足することが明らかとなっていること」の認識を述べ、「港区幼稚園振興方針の策定を進める中で、区立、私立幼稚園における受け入れ増の対応と、公私立幼稚園全体で適切な受け入れ人数の確保をしております」と答弁しております。

4ページ目に移りまして、幼稚園についての二つ目が「幼稚園に入園できなかった3歳児に対する支援について」で、「定期的に同じ年齢の子どもたちが集まって遊べる場所が子どもたちには重要

である」という観点からの質問です。答弁としましては、「幼稚園というものは、地域における幼児期の教育の中核として、在園児以外の家庭も含めた子育てを支援する役割がある」という認識を述べ、「現在、全区立幼稚園で未就園児の会を実施しているが、特に家庭で子育てをしている保護者に対しての、定期的に親子で集い情報交換や交流ができる子育ての支援事業について、幼稚園以外の場所の活用も含め、区長部局と調整しながら検討してまいります」と答弁しております。

幼稚園の3点目が、「保育園・幼稚園・小学校の連携について大きな期待を寄せている」との観点からのご質問でした。答弁としましては、「小学校の入学前の教育の充実に向けて、子どもに確実に経験させたい内容を盛り込んだ『小学校入学前教育カリキュラム』を作成するとともに、保育園と幼稚園の校種を超えて教育の特質を学び合うことでそれぞれの教育の質的向上を図り、港区が目指す子どもたちのよりよい育ちの実現に努めてまいります」としております。

3番目の質問が「教育について」で、まず「学力テストの成績公開について」でございます。視点としましては、公開をした方がいいという視点からのご質問でございます。まず学力テストの調査目的を述べまして、「教育委員会では学校間の比較による序列化や学力テストのための偏った授業が行われることがないよう、これまでどおり学校別の成績については公表しない方針である」と答弁しております。

「教育について」の3点目は「小学校について」で、「小学生の人数が急増していく時期を見据えて、今から土地確保や建設手法を含めた検討を始める必要があると思うが」という質問です。「児童を受け入れるためには、現在、多目的で使用している部屋を普通教室に戻すことや、スペースの有効活用を図ることを中心に、学校施設の改修による教室の確保を考えている」こと、「それから大幅な増加に伴う対応が必要な場合には、区長部局との連携を図り具体的な対応策について早急に検討してまいります」と答弁しております。

続いて共産党議員団の沖島えみ子議員からの代表質問です。「就学援助の認定基準の引き上げについて」で、来年度以降の準要保護者の基準を引き上げるべきという視点からの質問でした。答弁としましては、「平成25年6月に定めました区が実施している負担軽減制度についてのそれぞれの趣旨・目的・実態を十分考慮しながら、できる限り今回の生活保護基準の見直しによる影響が及ばないよう対応するという区の方針に基づき対応しており、平成26年度以降についてはこの方針に基づいて引き続き検討してまいります」と答弁しております。

続いて6ページになります。一人の声の横尾俊成議員からは「シチズンシップ教育について」の質問がございました。「政治に関心のない若者が生まれる一因というのは、幼いころからの政治参加を促すための政治教育やシチズンシップ教育をしっかりと受けてこなかったためにあると考える」がどうかという質問です。答弁としましては、「小学校6年生や中学校3年生の社会化を中心とした教育の取組みをするとともに、港区では今年度から社会を支える仕組みの根幹となる納税についての理解を深めるため、法人会や税務署などの協力を得て全ての小学校6年生を対象に租税教室を開会したこと」をご紹介しつつ、「キャリア教育や総合的な学習の時間での取組み、ボランティア活動などで、主体的に地域社会にかかわるために必要な判断力や社会参画意識の醸成に取り組んでいる」

こと、そして「今後も児童・生徒に市民としての自覚や社会に貢献する態度が身につくよう、学校教育を充実してまいります」と答弁しております。

続きまして自民党議員団の鈴木たかや議員からの一般質問です。「児童・生徒の増加に伴う教育環境について」は、先程の清家議員と同じ趣旨の答弁です。「コンピュータ室や多目的室などに使用している部屋を普通教室に戻すこと、スペースの有効活用を図ることを中心に教室の確保を考えている」こと、「また大幅な増加に伴う場合には、区長部局と連携を図って早急に検討する」と答弁しております。

次に7ページの「教育について」の「放課GO→の今後の運営について」です。「放課GO→クラブの施設のあり方についても、児童数が増えた場合にどのように考えているのか」という内容です。答弁としましては、「学校の教育環境を検討する際に、学校と十分に調整を図りながら学校施設の改修やスペースの有効活用など幅広く検討を進めてまいります」としております。

3番目は「生活指導について」です。「ささいなことから短絡的に暴走し、器物破損などを行うケースが見受けられる」とのこと、実際に商店のシャッターが壊されたケースが見受けられることからのご質問でした。答弁としましては、「学校では教育目標の実現に向けて、道徳や学級活動をはじめとした全ての教育活動において、子ども自身が主体的に社会規範を守り行動できるよう指導している」こと、そして「規範意識を醸成するために家庭や地域との連携・協力は欠かせないと考えていることから、学校の保護者会等で保護者への啓発を行い、安全対策協議会等の場を通じて保護者や地域の方と情報交換、協議する機会の充実を図るとともに、児童・生徒への生活指導を通して規範意識の醸成に努めてまいります」としております。

続いて公明党議員団の林田和雄議員の一般質問では、「各地域で実施している総合防災訓練への小中学生の参加をできるだけ増やしたいと考える」とあるのですが、これも地域によって小学生、中学生の参加数が違っていることが見受けられることからのご質問でした。答弁としましては、「各地域で実施されている防災訓練の中で、児童・生徒が地域社会の一員として積極的に役割を果たすことが非常に大切であるということの認識に加え、今年度から中学校に加え全ての小学校でも防災訓練を教育課程に位置づけ、各地区総合支所や協議会が実施する防災訓練に参加できる機会を増やしていること、そして今後も学校が地域の防災訓練に参加することの重要性を認識し、主催者と十分に事前協議し、地域と一体となった活動となるよう学校を支援していく」と答弁しております。

二つ目が「地域防災の担い手の育成について」で、「小中学生を将来の地域防災の担い手として育てる試みをどのように実践されているのか」という質問でした。答弁としましては、「『自分たちの地域は自分たちで守る』という意識を向上させることが大切である」との認識を述べ、港南地区の取組みをご紹介します。「児童・生徒がけが人の搬送や避難所設置など、活動内容を事前に学習し防災意識を高め、基礎知識を身につけた上で主体的に訓練に参加する」取組み状況を紹介し、「同様の取組みがこれまで以上に各地域に広がるよう学校間の情報交換を進めることや、訓練の方法などについて関係者と協議を進め、地域防災の担い手の育成に努めてまいります」と答弁しております。

続いてみんなの党の榎本茂議員の質問です。質問要旨は「次年度の区立幼稚園募集では現状施設の制約内の最大限の定員増が図られているが、十分ではない。新たな区立幼稚園の設置の検討について」の質問です。これも先程と同じですが、「港区幼稚園教育振興方針の策定を進めている」こと、それから『さらなる受け入れ増の検討』としましては、新たな幼稚園の整備についても課題と位置づけていること、「区立で実施する場合、私立を誘致する場合の両面から運営形態や条件整備等について検討していく」と答弁しております。

続いて「子育てサポート保育について」ですが、「子育てサポート保育は基本保育が終わった後にいわゆる預かり保育をしているが、その時間延長を検討していただきたい」というものです。答弁としましては、「子育てサポート保育は幼稚園における教育時間の終了後に行う教育活動であり、幼児の心身の負担等に配慮して現在4時半までと定めています。今後、地域の実態、保護者の実情、施設の状況等を踏まえ、子ども子育て支援新制度の動向も捉えて子育てサポート保育のあり方について研究してまいります」と答弁しております。

最後に共産党議員団の風見議員からの質問です。一つ目が「赤羽小学校の建て替えについて」です。答弁としましては、「現在、改築の実現に向けて区長部局と連携し、隣接する用地の取得等について関係者との協議を継続しております」と答弁しております。

また「仮校舎の具体化については、具体化を急ぐべき」というご質問には、「現在、区有地や区有施設等の有効活用を視野に、仮校舎が用意できるよう改築計画の進捗に合わせ検討を進めてまいります」という答弁をしております。

最後に奨学金制度につきまして、一つ目の「返還方法の変更等の相談について返済が滞っている人の実態をよく聞き、返還方法の変更等の相談に乗ることが必要である」との質問に対しては、「このたび委託を開始した返還金の管理業務では、委託事業者から返還が困難な方を区の相談につなぎ、区の職員が生活状況を的確に把握した上で、適切な対応を行うこととしている」ことを述べるとともに、「丁寧な相談に乗る」と答弁しております。

10ページは二つ目の質問で、「国の給付つき奨学金制度の創設を求めることについて」です。答弁としましては、「特別区教育長会から全国都市教育長協議会を通じて、国へ寄付型奨学金制度の早期導入を要望してまいります」としてあります。3点目は「区として給付型奨学金を制度化することについて、これまでと同様、区として給付型の奨学金を制度化することは考えておりませんが、国へ要望してまいります」と答弁しております。

非常に駆け足でございましたが、以上が第4回港区議会定例会の質問についての報告でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○澤委員 池田こうじ議員の「学校支援地域本部について」ですが、答弁の中に「平成26年度から実施する予定」と書かれています。確か私が欠席した11月12日の委員会では、センター方式という案が出されたものの、色々な意見が出たためまだはっきり確定していないと聞いています。我々は、この辺はどういう内容として受け止め検討しなければいけないのか伺います。

○生涯学習推進課長 平成26年度の実施に向けて今、庁内で予算の査定を受けている中で、さまざまな指摘をいただいております。11月12日の教育委員会でも委員の先生方からさまざまなご意見をいただいております、そのご意見を加味して事業実施に結びつけるような形で取り組んでいるところでございます。予算の査定の進捗状況に合わせて随時、方向性についてご報告させていただければと考えているところでございます。

○澤委員 ぜひともどういう状況にあるのかということをご報告いただきたいです。これを社会教育委員会の答申のレベルで実現するとなると、私の個人的な見解では、PTAとか学校現場とか色々な側面からの検討をしないと、本当の意味での学校地域支援本部の形にはならないと思います。その辺の議論も今後していかなければいけない。平成26年度は当面どういう形でやるのが現実的なのか、という議論だけで終わるのではなくて、将来展望はどうするのかとか、そういった議論もこの委員会でもう一度やらなければいけないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 11月12日の教育委員会でご意見をいただきまして、また区の査定の中でも様々な助言がありました。そうしたところを加味して、平成26年度はまずこういった形をさせていただく。それから今後こういう展開をしていくというところを改めてお示ししたいと考えています。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

どうぞ。これは大事な点がいくつか入っていますので。

○澤委員 港区独自の就学前教育について2ページ一番下のちほぎみき子議員の答弁の中で、「港区独自の『小学校入学前教育カリキュラム』の作成に着手しました」とありますが、これは本委員会の中でも出たのですか。

○小島委員長 確かにありました。

○澤委員 分かりました。調べてみます。

○綱川委員 5ページの「学力テストの成績公表について」ですが、質問者が公表について前向きだったと先程ご説明があったのですけれども、何で公表しろというような意味だったのですか。

○庶務課長 質問者へのこれまでの取材の中では、情報はできるだけ広く区民に公開されるべきものだという視点から、学力テストの結果についても同じように区民に正しく提供されるべきというご主張でした。

○綱川委員 この答弁要旨で追加質問は来なくて、これで終わったわけですね。

○庶務課長 今回の質問に対しては、この答弁で終わってございます。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○永山委員 7ページの防災の取組みについての答弁要旨の中に「お台場学園防災ジュニア」と書かれています。港陽中学校を卒業した後も、今年度から高校生、大学生にジュニアOBとして活動していただき、防災をきっかけに地域の輪が広がって教育にもなっているので、すごくいいと思います。

○小島委員長 子どもたちが主体的に参加して、なおかつ卒業した後も継続してやっているというのは地域に溶け込んで非常にいいと思います。

赤羽小学校の建て替えの件なのですけれども、あまり進展していないのですか。大分進み始めたのですか。

○学校施設担当課長 当委員会で土地の購入についての状況はご説明したところでございますけれども、現在行っている協議としましては、土地を購入することについて相手方の建物等々について影響が出る部分、法的なものも含めて、補償しなければならないところをチェックして、補償費というも発生してまいりますので、そういったところの調整を図っているところでございます。

○小島委員長 そうすると、大久保課長の説明した幼稚園の取得はどうなったのですか。補償も決めないとまだ協定には結びつかないという段階ですか。

○学校施設担当課長 土地の購入の部分、形については概ね決まっているところなのですが、現時点では売買についての協定等は結べていない状況でございますので、補償等について協議が整い次第、進めていくということにはなっております。

○小島委員長 教育委員会としては、赤羽小学校をいつごろまでに建てかえなければいけないと判断したらよろしいですか。

○学校施設担当課長 現時点のボックス事業といたしましては、平成26年度には設計を開始するという予定となっております。しかし用地の取得の交渉、そういったものの条件が整わない限り計画としては進めることができませんので、場合によっては遅れてくる可能性があります。現時点ではいつまでに改築をしなければならないという目途は立っていないということでございます。

○小島委員長 相手方は三田高校関連ですから、東京都教育委員会と交渉するのですか。

○学校施設担当課長 東京都は一部ご協力いただくということで協議はしているところでございますが、土地の購入につきましては、反対側のかんぽ生命と主だった協議を進めております。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何か質問ございますか。よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

2 港区立幼稚園園児募集結果について

○小島委員長 次に「平成26年度港区立幼稚園園児の募集結果について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 「平成26年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご報告いたします。資料ナンバー2をご覧ください。

区立幼稚園の園児募集につきましては、11月18日から20日までの3日間申し込みを受け付けたところでございます。結果は資料のとおりとなっております。

3歳児につきましては8園で、全体で35名定員増を図っておりますが、にじのはし幼稚園を除く7園で抽選となっております。平均倍率は1.6倍でございます。

4～5歳児につきましては、にじのはし幼稚園を除きましてクラス定員を25名から30名に拡大したところでございます。結果として4歳児は抽選となりませんでした。ただし定員拡大していなければ、芝浦、白金台、中之町、青南の4園で募集定員を上回っていたことになり、非常に効果があったと考えてございます。しかしながら、5歳児につきまして青南幼稚園で3名の募集のところに5名の応募があり、抽選となっております。

抽選は先週12月4日水曜日、区役所で70名ほどのご参加をいただいて実施したところでございます。結果につきましては各幼稚園や学務課への掲示、港区ホームページで公表したところでございます。

なお定員に達していない幼稚園につきまして今回初めて、昨日でございますが、追加受付を一斉に行いました。資料が間に合わないで申し訳ございませんが、全体で14名の申し込みがございました。このうち、にじのはし幼稚園の3歳児で1名の追加受付定員のところに3名の応募がございましたので、明日抽選を実施する予定としてございます。

今後入園予定者につきましては、健康診断、園長との面談を行いまして、年内に正式な入園決定をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

学務課長、にじのはし幼稚園の3歳児について、追加で1名の募集に対して3名の応募ということなのですが、にじのはしはご存じのとおり外に出るにはゆりかもめなどしか交通手段が無く大変なのですよね。にじのはし幼稚園の定員に関しては、にじのはしという土地柄や私立幼稚園がないという特殊な事情から、当初の定員よりも若干増やして3歳児について入園を認めたという実績が過去にあるのですが、その辺、よそへ行くのも大変だから何とかならないのかというような交渉はできるのでしょうか。

○教育政策担当課長 にじのはし幼稚園に関しましては、平成11年の公私立幼稚園調整審議会で定員設定の考えが示されています。それに沿ってやっているところでございますので、弾力的な対応というのは難しいかと考えております。

○学務課長 その中で、にじのはし幼稚園の3歳児は20名で定員としていたところですが、24年度から拡大して5名プラスし現在25名としております。一定の努力をして若干拡大したところでもあります。

○小島委員長 澤委員、かつて、にじのはしの定員を私立側と交渉してオーバーして認めてもらったという経緯がありましたよね。

ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 今回残念ながら抽選のところが結構ありますが、3歳児に関して中之町と青南は、特に中之町は、ひところ2倍とか3倍とかすごい倍率だったのですけれども、青南幼稚園の3年保育ができたということもあるのか、区民の皆さんの要望にはほぼ応えられているのかなと思います。ただこの中で、芝浦、港南はやはり人口増の関係でまだまだ希望に対して受入定員が少ないですし、麻

布も20名募集に対して55名応募ということで、麻布地区も教育委員会として3歳児保育の優先順位をかなり上げて考えていかなければいけないのではないかと改めて思いました。

以上、感想です。

○小島委員長 それでは、この程度でよろしいですか。

3 生涯学習推進課の11月事業実績について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の11月事業実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは「生涯学習推進課の11月事業実績について」ご報告をいたします。資料ナンバーの3をご覧ください。実績でございます。

タグラグビー教室が4回、それから本村小でのフィットネス教室を開催しております。

6行目ですが、14日、15日に喜多方市の、それから9行目ですが、27日につくば市の物産展を開催しております。参加者数につきましては申し訳ありません。会場のレイアウトの都合上、計測できないような状況でございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの質問に対して何かご質問ございますか。

よろしいですか。

4 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 次に「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」でございます。資料ナンバーの4をご覧ください。各施設事業の11月の利用状況でございます。

この間、特に目立ったところはない状況でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますでしょうか。

この程度でよろしいですか。

5 図書館・郷土資料館の11月行事实績について

○小島委員長 続きまして「図書館・郷土資料館の11月行事实績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館及び郷土資料館の11月分の行事实績につきまして、教育委員会資料ナンバー5でご説明させていただきます。

図書館の方は映画会4回、子ども映画会、おはなし会と資料のとおりとなっております。

また郷土資料館につきましては、5ページのとおり現在まだ特別展等を開催してございますので、特別展の内容という形になってございます。

以上でございます。

○小島委員長 それでは、この件につきまして何か質問ございますでしょうか。
よろしいですか。

6 図書館の11月分利用実績について

○小島委員長 続きまして「図書館の11月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは「図書館の11月分利用実績について」、資料ナンバー6でご説明させていただきます。

資料ナンバー6の最終の合計のとおり、今月11月につきましては利用者が1,473名新たに増えたということでご報告させていただきます。

以上でございます。

○小島委員長 この件について何か質問ございますでしょうか。
よろしいですか。

7 図書館・郷土資料館の1月行事予定について

○小島委員長 続きまして「図書館・郷土資料館の1月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 図書館・郷土資料館の1月の行事予定につきまして、資料ナンバー7を使いましてご説明させていただきます。

例月と同じように映画会、おはなし会等開催します。郷土資料館は12月15日で特別展が終了いたしますので、5ページのとおり1月から通常の展示に戻るとともに、コーナー展で「慶應大学の資料展」を実施することとしたいと考えてございます。

以上、ご報告させていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。
よろしいですか。

8 1月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして「1月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 1月事業予定の中で、大きなところで2点お話しいたします。

研究発表で24日金曜日、御田小学校を研究パイロット校として取り組みました特別支援教育の発表をいたします。

それからその下、30日の木曜日に御成門中学校で、区の研究奨励校として取り組みました「ソーシャルスキル学習」を中心とした内容について発表させていただきますので、委員の先生方もご都合つきましたらぜひご覧いただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 何かご質問ございますか。

14日の「平成26年度教育課程編成方針等説明」と書いてあるのですが、この教育課程の編成方針の説明は、毎年おおよそ同じようなお話なのですか。

○指導室長 毎年この時期にやっております、区の方針を受けて学校が教育課程を編成するといふときに、この部分は必ず入れてくださいということをお話ししていますので、その内容について確認する場でございます。例年やっております。

○小島委員長 26年度として特に何か変わったこととか、何か重視するようなことはあるのですか。

○指導室長 今回は特に幼小中の一貫連携について、改めて確認してまいりたいと思っております。さらに、さまざまな教育課題があります。先程話題になりましたICTについても、学校に順次入れていく準備をしていかなければいけないので、授業で活用するということ、それを教育課程に盛り込んでもらうということ、ポイントをいくつか絞りまして確認する場としたいと思っております。

○小島委員長 分かりました。

ほかに何かございますか。

○小島委員長 それでは、この案件はよろしいですか。

9 生涯学習推進課の1月事業予定について

○小島委員長 続きまして「生涯学習推進課の1月事業予定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 「生涯学習推進課の1月事業について」ご報告をいたします。

追加で当日の配布となって申し訳ございませんでした。資料ナンバーの9をご覧ください。1月の事業予定でございます。

タグラグビー教室を4回、フィットネス教室を1回の追加となっております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 この案件はこの程度でよろしいですか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますでしょうか。

○庶務課長 まことに申し訳ございませんが、今回の定例会でご審議いただきたい案件が1件ございます。本日の日程に追加していただきますようお願いいたします。

○小島委員長 日程の追加についてお諮りしたいと思います。

お手元に配布しました書面のとおり、本日の日程に審議事項1件追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それではご異議なきものと認め、本日の日程に審議事項の議案第94号「港区教育

委員会事務局一般職員の退職について」を追加します。

この議題については人事案件であり、個人情報も含まれております。秘密会に入りたいと思いません。

それではこれより秘密会に入ります。

(秘密会)

○小島委員長 それでは秘密会をもとに戻しまして。庶務課長、その他何かございませんか。

○庶務課長 ございません。

「閉 会」

○小島委員長 平成25年も残り少なくなりました。特別の事情のない限り、今日の定例会が今年最後の教育委員会となります。皆さん、1年間本当に一生懸命頑張ってください、教育委員会として適切に運営できたことを感謝したいと思います。皆さんご苦労さまでした。

次回は1月14日火曜日、午前10時からの予定です。よろしく申し上げます。長時間お疲れさまでした。

(午後5時03分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 小 池 眞喜夫